

(要領 2 関係)

県が別途指定する期間(支援金の対象)

- ① 令和3年5月7日(金)17時から23日(日)24時に催行される旅行商品で令和3年5月7日(金)から14日(金)の期間内にキャンセルされたもの。
- ② 令和3年5月24日(月)から31日(月)に催行される旅行商品で令和3年5月14日(金)から23日(日)の期間内にキャンセルされたもの。

【本事業に係る旅行商品の取扱い】	
日時	5/7 17:00 ~ 14 24:00 15 0:00 ~ 23 24:00 24 ~ 31
①	<p>販売停止期間①(7日~23日)</p> <p>経過措置期間(7日~14日) 割引実施(キャンセル要請不要)</p> <p>割引停止期間①(15日~23日)</p> <p>※各旅行会社は、この期間中に「割引停止期間」に催行される旅行のキャンセルを要請する。 ※この期間中に生じた「販売停止期間」に催行される旅行に係るキャンセル料は無料とする</p>
	<p>販売停止期間②(24日~31日)</p> <p>14 販売停止期間②に係る旅行商品のキャンセルを要請(14日~23日)</p> <p>割引停止期間②(24日~31日)</p> <p>※この期間中に生じた「販売停止期間②」に催行される旅行に係るキャンセル料は無料とする</p>